戸 建 用 温 水 暖 房 契 約 選 択 約 款

＜ マイホーム温水暖房プラン ＞

適用地点群名　アヴニール紫波

２０２４年９月１日実施

盛岡ガス株式会社

目　　次

１．約款の適用 ---- 1

２．選択約款の変更 ---- 1

３．用語の定義 ---- 1

４．適用条件 ---- 2

５．契約の締結 ---- 2

６．使用量の算定 ---- 2

７．料　　金 ---- 2

８．単位料金の調整 ---- 3

９．設置の確認 ---- 4

10．その他 ---- 4

附　　則 ---- 5

別　　表

１．適用区分 ---- 6

２．早収料金の算定方法 ---- 6

３．料金表Ａ ---- 7

４．料金表Ｂ ---- 7

５．料金表Ｃ ---- 7

１．約款の適用

この戸建用温水暖房契約選択約款（以下、「本選択約款」といいます。）の適用条件を満たすお客さまが、当社に本選択約款の申し込みをすることで、当社が承諾したときに適用いたします。

２．選択約款の変更

（１） 当社は、本選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。

（２） お客さまは、（１）に定める本選択約款の変更に異議がある場合は、本選択約款による契約を解約することができます。

（３） 本選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。

（４） 本選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく、説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

（１） 「温水暖房機器」… エネルギー源にガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

（２） 「居室」… 居住の目的のために継続的に使用する室（浴室を除く。）をいいます。

（３） 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅（集合住宅を除く。）をいいます。

（４） 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅（集合住宅を除く。）をいいます。

（５） 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（６） 「単位料金」… ８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

（７） 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

なお、本選択約款においては１０パーセントといたします。

４．適用条件

本選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまが本選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（１） 温水暖房機器を以下のいずれかの条件で使用されること

① 集合住宅を除く専用住宅で使用する場合

② 集合住宅を除く併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で居住部分で使用するとき

（２） 専用住宅又は併用住宅の居住部分におけるガス使用量が２．５立方メートル毎時以下の１個のガスメーターで計量されること

５．契約の締結

（１） お客さまが、新たに本選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。

（２） 契約期間は、次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日までといたします。

② 契約種別を本選択約款に変更した場合の本選択約款の契約期間は、契約種別の変更日の日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日までといたします。

③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、 契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として１２か月目の月の定例検針日まで、同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（３） 本契約の契約期間満了前に解約又はこの供給地点群におけるガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日又は契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。 ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(４)において同じ。）。

（４） 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（この供給地点群におけるガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料　　金

（１） 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して２０日以内（以下「早収料金適用期間」といいま

す。）に行われる場合には、（2）により算定されたもの（この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

（2） 当社は、別表の料金表（基本料金、基準単位料金又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（1） 当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の２（2）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．２１５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．２１５円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数第５位以下の端数は、切り捨て。

（2） （1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

９５，３００円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の２（2）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）を平均原料価格といたします。なお、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲載いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．設置の確認

（1）　当社は、温水暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかに本選択約款を解約し解約日以降この供給地点群におけるガス小売供給約款を適用いたします。

（2）　温水暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、この供給地点群におけるガス小売供給約款を適用いたします。

附　　則

１．本選択約款の実施期日

本選択約款は、２０２４年9月１日から実施いたします。

（別　表）

戸建用温水暖房契約に適用する料金表

１．適用区分

料金表Ａ　使用量が 0 立方メートルから 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が 8 立方メートルを超え、18 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が 18 立方メートルを超える場合に適用いたします。

２．早収料金の算定方法

（１）　早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（２）　調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

（３）　早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。なお、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

①　早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／（１＋消費税率）

②　遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／（１＋消費税率）

３．料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

（１）　基本料金

１か月及びガスメーター1 個につき	９９４．４０００　円

（２）　基準単位料金

１立方メートルにつき	５１９．１５６０　円

（３）　調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

４．料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

（１）　基本料金

１か月及びガスメーター1 個につき	１，８６３．４０００　円

（２）　基準単位料金

１立方メートルにつき	４１０．５３１０　円

（３）　調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

５．料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます。）

（１）　基本料金

１か月及びガスメーター1 個につき	３，５６３．６２６０　円

（２）　基準単位料金

１立方メートルにつき	３１６．０７４０　円

（３）　調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。